令和８年（フ）第６６２０号
東京都杉並区下高井戸５丁目10―９―105
債務者　川島　　嵐
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６２２号
東京都世田谷区北烏山１丁目57―23
債務者　池田　　花
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４５号
東京都豊島区駒込１丁目10―13―309
債務者　川村　竜護
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４６号
東京都世田谷区梅丘３丁目19―７―201
債務者　菅　　愛実
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６４７号
東京都渋谷区本町２丁目29―４―302
債務者　末永　　楓
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６５０号
東京都荒川区町屋６丁目22―２―204
債務者　平島　富美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６５４号
東京都大田区中馬込３丁目６―１―302
債務者　長澤　菊枝
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６７４号
東京都葛飾区亀有２丁目67―11―1002
債務者　佐野　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６７８号
東京都大田区南馬込４丁目28―11―203
債務者　辰野余一郎
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６７０１号
東京都足立区南花畑５丁目15―15―203
債務者　小別當愛実
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５８１号
東京都北区神谷１丁目28―12―1101　ライオンズマンション東十条第２
債務者　梅津　康信
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６７６号
東京都新宿区北新宿１丁目15―３―301
債務者　美野　嘉子
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５９２号
東京都板橋区大山町37―１―101
債務者　近野　照美
1　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６６２４号
東京都大田区新蒲田３丁目６―24―202
債務者　横田　幸大
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第４号
福岡県飯塚市鹿毛馬869番地12
破産者　有限会社久保組
1　破産債権の届出期間　令和８年10月５日まで
2　一般調査期日　令和８年11月９日午前10時45分
令和８年９月７日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第８４７号
名古屋市緑区鳴丘１丁目1602番地の４
破産者　宮田　佳明
1　破産債権の届出期間　令和８年10月７日まで
2　一般調査期日　令和８年12月２日午前10時５分
令和８年９月７日
名古屋地方裁判所民事第２部